

3. 住宅防火対策地区推進員研修会の開催（金沢市消防本部）

住宅防火対策地区推進員研修会の開催

石川県 金沢市消防本部

改正消防法により、平成18年6月1日から一般住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。（金沢市火災予防条例により既存住宅は平成20年5月31日まで設置猶予）金沢市では、一人でも多くの市民に住宅用火災警報器の必要性について理解いただこうと、市内54地区の婦人防火クラブ員の皆さんにご協力をいただき、それぞれの校下・地区の普及広報員とする**住宅防火対策地区推進員制度**を設けております。

地区推進員は、各地区婦人防火クラブ員の中から約2名を選出し、各地区における住宅用火災警報器等の設置促進広報や住宅防火対策に係る住民からの一時相談窓口など、地域と行政を結ぶパイプ役としてご活躍頂くこととしております。

去る6月29日（水）には、金沢市消防本部2階防災センターにおいて、第1回目の地区推進員研修会を、登録された推進員のほか各婦人防火クラブの代表者など約110人の積極的な参加を得て開催いたしました。



研修会は、金沢市消防本部 宮村正雄消防長の「住宅用火災警報器は、行政だけでは設置促進は図れない。金沢の街並みを守るためにも、警報器の普及にご尽力頂きたい」との挨拶で始まり、（財）日本防火協会発行の『住宅用火災警報器PRハンドブック』を研修テキストとして、法令改正の背景から、住宅用火災警報器の機能、取扱等の基礎知識、PR活動を行うための心得、対処法に至るまでの研修を実施しました。

研修会の最後には、受講者から「身体に障害のある人に対応できる住宅用火災警報器の開発が遅れているのではないか」とか「私たちが広報していくためにも、もっと住宅用火災警報器PRハンドブック（ダイジェスト版）のような広報パンフレットが必要」など前向きな質問や意見が活発に話し合われ、非常に積極的な雰囲気の中、約2時間の研修会は終了しました。

金沢市消防本部では、この住宅防火対策地区推進員制度のほか、住民団体、企業団体と行政との三者で構成する「金沢市住宅防火対策推進ネットワーク」を発展させるとともに、消防本



挨拶する宮村消防長

部ホームページや新聞等の公共メディアを活用したPR、市内各地区での住宅防火フェアの開催や高齢者一人暮らし訪問防火指導等の草の根運動的広報の充実など、住宅用火災警報器の普及啓発を図り、一人でも多くの市民が、一日でも早く住宅用火災警報器の必要性を理解し納得していただけるよう努めていきたいと考えています。



研修テキストはPRハンドブック

[▲ このページの上に戻る](#)

目次

- [1. 第8回市町村婦人防火クラブ幹部地域研修会の開催](#)
- [2. 住宅用火災警報器の普及啓発（愛知県・茨城県・福島県）](#)
3. 住宅防火対策地区推進員研修会の開催（金沢市消防本部）
- [4. 防災の日・救急の日の行事について](#)
- [5. 愛知県婦人防火クラブの愛知万博での行事開催について](#)
- [6. 自主防災組織教育指導者に対するあり方に関する調査研究委員会](#)
- [7. 道府県婦人防火クラブ連絡協議会 会長だより](#)
- [8. 地方からの便り](#)
- [9. あなたも危険物取扱者・消防設備士](#)
- [10. 日本防火協会からのお知らせ](#)